

議員提案第10号

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成23年9月14日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

青木千代子
高橋三義
串田修平
梅山修
遠藤哲
金子孝
佐々木薫
五十嵐完二
小山哲夫
栗原学
吉田孝志
山際敦
加藤大弥
本図良雄
渡辺仁

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成18年新潟市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基本計画」を「基本構想及び基本計画」に改める。

第2条第1号中「基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想）」を「基本構想（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）及び基本計画（基本構想）」に改める。

第4条中「基本計画」を「基本構想及び基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。